

那珂川市活力あるまちづくり促進業務委託 プロポーザル実施要領

第Ⅰ 募集の内容

1. 委託業務名

那珂川市活力あるまちづくり促進業務

2. 委託業務内容

別紙「那珂川市活力あるまちづくり促進業務委託 仕様書」のとおり

3. 委託業務期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

4. 委託費の上限（見積限度額）

17,893,480円（消費税及び地方消費税（10%）を含む）

各年度上限額

令和3年度 5,609,560円

令和4年度 6,141,960円

令和5年度 6,141,960円

ただし、契約期間中に消費税及び地方消費税が変更となった場合は、契約金額の変更について協議の上決定する。

第Ⅱ プロポーザルに係る事項

1. 参加資格要件

選定に参加する事業者は、本業務の遂行に必要な能力を有し、本プロポーザル公告日の時点において、次の各号に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 企画提案書の提出期間において、那珂川市指名競争入札参加資格者の指名停止等措置要綱（平成23年要綱第9号）の規定に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 那珂川市暴力団排除条例（平成22年条例第15号）第2条第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。

2. 失格事項

本プロポーザル参加者が次のいずれかに該当するときは、その者を失格とする。

- (1) 提出された見積額が、見積限度額を超過している場合
- (2) 提出方法及び提出期限を守らない場合
- (3) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (4) 談合等の独占禁止法違反、あっせん利得処罰法違反、入札談合等関与防止法違反等、法令に違反する公正な審査を阻害する不正行為があった場合
- (5) 参加申請書兼誓約書（様式1）を提出してから受託候補者を選定するまでの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合

3. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、以下の書類を提出するものとする。

- ア 参加申請書兼誓約書（様式1）
- イ 会社概要書（様式2）
- ウ 企画提案書（任意様式）
※後段「4. 企画提案書作成上の留意事項」にそって作成すること。
- エ 業務委託料見積書（様式3）および見積内訳書（任意様式）
※消費税率は10%として記載のこと。
- オ 暴力団等の排除に関する誓約書（様式4）
- カ 商業・法人登記の登記事項証明書（現在事項全部証明書／個人事業主の場合は市町村が発行する身分証明書
- キ 税務署が発行する国税の納税証明書（「その3の3」／個人事業主の場合は「その3の2」）
- ク 市区町村税に滞納がないことの証明
※各種証明書は、提出日3カ月以内に発行されたものに限る。（写しも可）

(2) 提出部数

提出書類ア、オ、カ、キ、クは1部、その他の書類は各10部（正本1部、副本9部）

- (3) 提出期限 令和3年6月18日（金）午後5時
- (4) 提出方法 窓口へ持参することとし、郵送や電子メールでの提出は認めない。
また、提出は開庁日の午前8時30分から午後5時までに行うものとする。
- (5) 申込・提出先 〒811-1224 福岡県那珂川市大字安德702番1号
那珂川市 都市整備部 地域づくり課（担当：高木、福島）
電話 092-408-8729

4. 企画提案書作成上の留意事項

(1) 様式

- ア 提案書は「A4 版・左綴じ」とし、6ページ以内とする。（表紙は含まない）
※両面印刷は不可とする
- イ 提案書の表紙には、次の事項を記載すること。
 - 提案書表題「那珂川市活力あるまちづくり促進業務委託仕様書」に基づく提案書
 - 提案者名
- ウ 提案書には各項目およびページ番号を記載し、1 ページ目に目次（各項目の表示および当該ページ番号）を記載すること。

(2) 企画提案書の記載事項

企画提案書には、「那珂川市活力あるまちづくり促進業務委託仕様書」に基づき、下記事項について記載すること。

- ア 業務実施にあたっての基本的な考え方
- イ 業務経歴
本業務に生かすことができると考えられる業務経歴について記載すること。
- ウ 業務実施方法及びロードマップ
業務の目的を達成することのできる具体的な取り組み方法及び年間業務スケジュールについて、別紙「那珂川市活力あるまちづくり促進業務委託仕様書」の「4. 業務内容」の項目別に具体的に記載すること。
- エ 業務実施体制
想定する業務実施体制（体系図及びシフト想定等）や担当スタッフの業務経歴等を簡潔に記載すること。

(3) 追加提案

当市が要求している以外に、有効な提案があれば自由に提案すること。ただし、市からの事業費の追加は無いものとする。

(4) 当市からの疑義照会

提出のあった企画提案書等の内容について、審査の過程で疑義が生じた場合は、後日、必要に応じて当市から疑義事項の照会を行うことがある。

(5) 企画提案書の取扱い

- ア 提出された企画提案書等の著作権は、提案者に帰属するが、当市が審査等のために必要な範囲において使用できるものとする。
- イ 企画提案書等の提出後における当該企画提案書等の内容の追加または変更は原則として認めない。
- ウ 提出された企画提案書等は返却しない。
- エ 提出された企画提案書等は、提案者の営業上の秘密に該当する部分が含まれている可能性があることから、原則として公開しないものとするが、当市情報公開条例の規定に基づき、開示請求者に開示することがある。このため、企業秘密等、公開されることにより事業者が不利益を被るおそれのある情報は極力含まないよう留意す

ること。

5. プロポーザルの手続き等

(1) スケジュール ※1

①公告日（提案事業者の公募開始）	令和3年4月30日（金）
②質疑の締め切り	令和3年6月1日（火）午後5時 必着
③質疑に対する回答	令和3年6月3日（木）
④企画提案書等の提出期限	令和3年6月18日（金）午後5時 必着
⑤事前書類審査結果およびプレゼンテーション審査対象事業者への通知 ※2	令和3年7月5日（月）頃
⑥プレゼンテーション審査 ※3	令和3年7月12日（月）
⑦審査結果の通知	令和3年7月16日（金）頃
⑧契約内容協議、契約締結	7月中旬
⑨業務開始	7月下旬

※1 日程については、応募状況や選考経過等により変更となる場合があります。

※2 参加申込者が5者以上となった場合は、事前書類審査を行い、4者を選定する。申込者が5者に満たない場合は、参加申込者すべてを対象にプレゼンテーション審査を行う。

※3 プレゼンテーション審査開始時間等については、プレゼンテーション参加対象事業者へ個別に連絡を行う。

(2) プロポーザルに関する質疑

- ア 質疑受付 令和3年4月30日（金）～ 令和3年6月1日（火）午後5時 必着
- イ 提出方法 質疑書（様式5）をファクスまたは電子メールにより提出するものとする。ただし、提出したことの電話連絡を行うこと。
- ウ 質疑回答 令和3年6月3日（木）
- エ 回 答 市ホームページに掲載する。

6. プロポーザルに関する留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出後の書類の差し替え、修正、追加等は認めない（提出期限内の場合を除く）。また、理由の如何を問わず、提出された書類は返却しない。
- (3) 本プロポーザルは、受託候補者の特定を目的として行うものであり、必ずしも提案通りの業務内容を確約するものではない。
- (4) 本プロポーザルにて知り得た情報は、本プロポーザル以外の目的での使用を固く禁止する。
- (5) 参加申込者が1社の場合でもプレゼンテーション審査は行うものとする。ただし、「那珂川市活力あるまちづくり促進業務委託 プロポーザル審査要領」に定める点数を下回る得点であった場合は、候補者を選定しない。

7. 参考資料の閲覧

令和2年度の成果物である『人材リスト』ならびに『持続的な活力あるまちづくりを実現するための方策』について、参考資料として閲覧できるものとする。閲覧可能期間については、以下の通りとする。なお、参考資料のデータ提供や写真撮影、印刷は不可とするが、メモは可とする。

- ・参考資料閲覧可能期間 令和3年4月30日（金）～令和3年6月1日（火）の期間の平日
平日 午前8時30分から午後5時まで
- ・閲覧場所 那珂川市 都市整備部 地域づくり課窓口
〒811-1224 福岡県那珂川市大字安德702番1号

第Ⅲ 審査に関する事項

別紙「那珂川市活力あるまちづくり促進業務委託 プロポーザル審査要領」のとおり

第Ⅳ 契約の締結

1. 契約手続き

(1) 仕様等の確定

契約締結に向けて、契約候補者と協議を行うが、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。

協議により、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができる。

(2) 契約保証金 要

ただし、那珂川市契約規則第31条第3項の規定に基づく担保の提供、及び同規則第34条の規定に基づく減免をもってこれに代えることができる。

(3) 契約に至らなかった場合

候補者が契約を辞退し、又は失格に該当することが判明した場合は、次点の者と同様の手続きを行うものとする。

(4) その他留意事項

業務期間内において、業務実施状況により契約を継続することが適当でない判断される場合は、契約の解除、又は期間の変更を行うことがある。

第Ⅴ 問い合わせ先

那珂川市 都市整備部 地域づくり課 観光・まちづくり担当 高木・福島

〒811-1224 福岡県那珂川市大字安德702番1号

TEL : 092-408-8729

FAX : 092-953-4563

E-mail : kankou@city-nakagawa.fukuoka.jp